事業主向け障害者雇用促進ガイドブック

滋賀県は障害者雇用を推進しています

令和６年度絵画コンテスト　働くすがた～今そして未来～
高校・一般の部　厚生労働大臣賞
「おやつの時間」　東京都　池田佳子さんの作品

Mother Lake Goals

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

滋　賀　県

好事例①

滋賀立川布帛工業株式会社

住　　所	愛知郡愛荘町東円堂９２３−１
業務内容	建築物内装用布帛製品の製造
社 員 数	６５名（うち、障害者3名） 【令和７年1月1日現在】

採用から定着までの流れ（一例）

働き・暮らし応援センターから紹介を受けて、職場見学

↓

トライワークを活用し、1 週間程度の実習を行い、本人の意思を確認

↓

雇用に当たって面接を行う

↓

採用後、働き・暮らし応援センターやハローワークに相談をし、トライアル雇用制度等を活用している

企業の考え方

障害者雇用のきっかけは養護学校の職場実習の受け入れをしていたことです。

会社として多様性を大事にしています。障害を持っていてもできる仕事はあるため、先入観を持たずに本人と会うことが大切だと思います。今後も労働力の確保として、障害者雇用を進めていきたいと思います。

障害者が従事する仕事の概要(一例)

・布帛製品（布製ブラインド）製造作業

就業時の様子(一例)

入社当初は聞きたいことがあっても、その時の感情等で聞けないこともありましたが、今では小さなことでも聞くことやメモを取ることを心がけ、自分で判断しないようにしています。また、生産能力向上のため、集中力が低下した時にはストレッチをして切り替えるようにしています。　　　　（入社1年目のＡさん）

障害者雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性	課題への対応・障害特性への配慮等
現場職員の感じ方やコミュニケーションの取り方に不安があった。	・障害の有無にかかわらず、相手にあえて言わなくてよいことを言わないことを教育している。 ・コミュニケーションの取り方は個々人で違うため、双方が適切なコミュニケーションの取り方を考えるようにしている。
現場社員の障害理解の促進	・リーダーには障害特性の理解を深めるために、外部研修に参加してもらっている。
生産性の確保	・障害特性に応じて、単純作業や他の職員とのやりとりがなるべく少ない作業への転換など柔軟に対応している。 ・障害のある方と他の職員の生産性を上げるために、指示を出す人を１人に限定して円滑なコミュニケーションが行えるようにしている。 ・障害のある方にもノルマを渡しており、ここまで頑張ろうと声かけをしている。

好事例②

株式会社　天平

住　　所	高島市新旭町太田775
業務内容	キムチ、大福、煮豚の製造・販売
社 員 数	42名（うち、障害者2名） 【令和7年1月1日現在】

採用から定着までの流れ（一例）

障害者福祉サービス事業所

↓

数か月の試用期間で本人の能力確認

↓

その後、正社員として採用

↓

採用後、相談等があれば
働き・暮らし応援センターと連携

企業の考え方

障害者に対する理解を深め、個人の人格を尊重し、モチベーションを高くもって働ける環境を構築することに努めています。人材不足であっても、弊社が求める仕事をやり遂げて頂く、またやり遂げられるよう改善することを意識しています。

そして、適材適所となるよう配置と仕事内容を整えることを大切にしています。

障害者が従事する仕事の概要(一例)

・大福の角折包装後の検品
・バッカンへの大福の詰め業務を担当する。

就業時の様子(一例)

障害の特性もあり、直接的に会話をすることは苦手としているが、メール等は得意なので意思疎通の補助として活用し、通勤電車の運休時等はメールを用いて解決をしています。また、大福製造でお客様からのお礼の手紙をいただいた時などがやりがいを感じる瞬間となっています。（入社 32 年目の A さん）

障害者雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性	課題への対応・障害特性への配慮等
大福の角折包装および裏張りの作業工程において、不良品が多発している時に声で状況を伝えられなかった。	・不良品が多発した場合は、ラインを一旦止めて、原因を突き止め、不具合を排除視後に、ラインを再開させる。リーダー、サブリーダーによる作業状況の確認で対応。
通勤手段が、車から電車、バスに変更となり、バスのダイヤに合わせた勤務への対応が課題	・月給制から時給制への変更、働き方の変更等、手取りが減らないよう調整手当を設けた。
吃音者に対する配慮	・ミーティング時、参加者全員に意見等を発表してもらう場合も順番を飛ばすことなく、意見を述べてもらった。
社員旅行での、部屋割り等	・障害内容を知っていて、なおかつ当人が日頃から心を開いている者との相部屋になるよう配慮

雇用の分野における合理的配慮の提供は、障害者雇用促進法に基づく事業主の義務です。

合理的配慮とは

【募集および採用時】
・障害者から事業主に対し、支障となっている事情などを申し出る。
【採用後】
・事業主から障害者に対し、職場で支障となっている事情の有無を確認する。
・合理的配慮に関する措置について、事業主と障害者で話し合う。
・合理的配慮に関する措置を確定し、講ずることとした措置の内容及び理由（「過重な負担」にあたる場合は、その旨およびその理由）を障害者に説明する。
・採用後において一定の時間がかかる場合はその旨を障害者に説明する。

対　象

【対象となる事業主の範囲】
・事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象
【対象となる障害者】
・障害者手帳を持っている方に限定しない
・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象

合理的配慮の具体例

【募集および採用時の合理的配慮の例】
・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行う。
・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行う。
【採用後の合理的配慮の例】
・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調整することなど作業を可能にする工夫を行う。
・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示す。
・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する。
・発達障害がある方に対し、感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行う。
★障害がある方に対して、本人のプライバシーに配慮したうえで、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明する 。

●事業主が障害のある労働者に合理的配慮を提供する際に、参考となる事例が紹介されています。
・「合理的配慮指針事例集」厚生労働省ホームページ
・「みんな輝く職場へ～事例から学ぶ合理的配慮の提供～」
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

厚生労働省HP

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用
支援機構 HP

●「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。
障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。
専門の相談員が合理的な配慮の提供や、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。
滋賀県障害者権利擁護センター（健康医療福祉部障害福祉課内）
TEL：077-521-1175　FAX：077-528-4853　メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp

滋賀県HP

2024年（令和6年）4月から
障害者の法定雇用率が変更されています。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和6年4月1日から以下のように変更されています。また、令和8年7月以降にも法定雇用率が引き上げとなります。

詳しくは「管轄のハローワーク」へご確認ください。

事業主区分	法定雇用率	
	2024年4月以降	2026年7月以降
民間企業	2.5%（従業員数40.0人以上の事業主が対象）	2.7%（従業員数37.5人以上の事業主が対象）
国、地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

留　意　点　除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

◆令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。
（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業　・警備業	15%
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業　・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業　・小学校	45%
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）のご案内

ハローワークから講師が事業所に出向きます。社員研修等にもご利用ください。

◆内　　容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」「精神・発達障害の特性」、「ともに働く上でのポイント（コミュニケーション方法等について）」

◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆講座時間：60分～120分程度（講義45分～75分、質疑応答15分～45分程度、応相談）

◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※今現在、障害者と一緒に働いているかどうかは問いません。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

→ しごとサポーター 🔍

※ 講師は以下のハローワークに配置しています。お気軽にお問合せください。

ハローワーク大津（担当エリア：大津・高島所管内）　☎077-522-3773
ハローワーク彦根（担当エリア：彦根・長浜・東近江所管内）☎0749-22-2500
ハローワーク草津（担当エリア：草津所管内・甲賀所管内）　☎077-562-3720
※その他不明な点は、滋賀労働局職業安定部職業対策課まで　☎077-526-8686

まず実習の受入れから始めてみたい

＊トライWORK　(就労体験)　窓口：各働き・暮らし応援センター

・障害者が1週間程度の実習を経験するとともに、事業主にも理解を深めてもらいます。
・就労体験利用者1人につき1日1,000円の謝礼が事業主に支払われます。

＊障害者に対する職場実習　窓口：各ハローワーク

・障害者を雇用することに不安を抱いている事業主に理解を深めてもらうための職場実習を行います。
・障害者に原則として3日～10日の職場実習を経験してもらうことにより、作業能力の把握等に繋がります。

＊障害者委託訓練事業　窓口：高等技術専門校米原校舎

・障害者に1～3か月、1か月100時間程度の訓練を企業や民間教育訓練機関等に委託して実施し、雇用の促進を図ります。
・訓練委託先には月額64,000円（税抜）（中小企業は96,000円（税抜））を限度に委託費が支払われます。

＊総合実務科の職場実習　窓口：高等技術専門校草津校舎

・総合実務科では、軽度の知的障害者を対象に1年間の職業訓練を実施しており、一定期間の職場実習を行います。
・職場実習先には日額1,200円（税抜）の委託費が支払われます。

＊特別支援学校の現場実習　窓口：各特別支援学校

・企業、事業所等において1～2週間程度の実習を行います。

試行的に雇い入れたい

＊トライアル雇用助成金　窓口：各ハローワーク

1　障害者トライアルコース

・就職が困難な障害者をハローワーク等の紹介により、原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとしていただきます。
・支給額は、1人につき月額最大40,000円です。
・有期雇用契約（原則3か月）を締結する必要があります。
（注）精神障害者の場合は、試行雇用期間および支給額が異なります。

2　障害者短時間トライアルコース

・直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者または発達障害者を、ハローワーク等の紹介により短時間（10～20時間未満）の試行雇用から開始し、障害者の職場への適応状況や体調などに応じてトライアル雇用期間中に20時間以上の雇用を目指していただきます。
・支給額は、支援対象者1人につき、月額最大40,000円です。
・有期雇用契約（3か月から12か月間）を締結する必要があります。

指導のポイントや雇用管理の留意点などを教えてほしい

＊ジョブコーチ（専門の支援員）による支援　窓口：滋賀障害者職業センター

・一定の期間、ジョブコーチが職場を訪問し、事業主や障害者に対して障害特性をふまえた職場定着に関する助言等を行います。（標準2～4か月）

＊雇用管理に関する相談　窓口：滋賀障害者職業センター

・雇入れや職場定着に対する雇用管理上の課題解決のための相談、助言、研修等を行います。

障害者を雇用したときに活用できる助成金を知りたい

＊特定求職者雇用開発助成金　窓口：各ハローワーク

・障害者を雇用したとき→特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する事業主に対して支給されます。
支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

・発達障害者・難病患者を雇用するとき→発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者手帳を持たない発達障害者や難病のある方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して支給されます。支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

雇い入れた障害者の日常生活の相談に乗ってほしい

＊就業面での支援　窓口：各働き・暮らし応援センター

・職場定着に向けた支援や、障害特性をふまえた雇用管理について事業所に対する助言を行います。

＊生活面での支援　窓口：各働き・暮らし応援センター

・地域生活、生活設計に関する助言を行います。

障害者の職場定着のために活用できる助成金を知りたい

窓口：滋賀労働局職業安定部職業対策課

＊キャリアアップ助成金

・障害者正社員化コース

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、
有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期雇用労働者に転換する措置
無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置
のいずれかを継続的に講じた事業主に助成します。

その他の助成金について知りたい

窓口：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

1　障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金

作業施設、作業施設等の整備を行う事業主の方への助成金・福利厚生施設の整備を行う事業主等の方への助成金です。

2　障害者介助等助成金

雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金です。

3　重度障害者等通勤対策助成金

通勤を容易にするための措置を行う事業主等の方への助成金です。

4　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金です。（事前相談要）

5　職場適応援助者助成金

職場適応援助者による支援を行う法人または事業主の方への助成金です。

6　障害者雇用相談援助助成金

障害者雇用相談援助事業を実施する事業者が、当該事業を利用する事業主に障害者雇用相談援助を行った場合に、その費用の一部を助成します。

7　障害者能力開発助成金

障害者の能力開発の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う事業主の方、またはその能力開発訓練事業を運営する事業主の方への助成金です。

詳細はこちら↑

先進的な取組を行っている企業について知りたい

＊障害者の雇用事例や雇用マニュアル等を紹介しています。

詳細は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

⇒　http://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html

＊滋賀県内の先進的な障害者雇用の事業所名を紹介しています。

滋賀県のホームページ上で「滋賀県障害者雇用優良事業所等知事表彰」と入力して検索してください。

障害者雇用 中小事業主認定
もにす
2025年度

＊障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度について「もにす認定制度」

厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取組などが優良な中小企業を認定する制度です。

⇒　https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/monisuninteiseido2022.html

税制上のメリットについて知りたい

＊障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用する事ができます。

厚生労働省のホームページ上で「障害者雇用に係る税制上の優遇措置」と入力して検索してください。

○上記制度はいずれも2025年1月現在です。
○各助成金については支給要件がありますので、まずはお近くのハローワークまたは各窓口にお問い合わせください。

雇用関係助成金

厚生労働省/事業主の方のための雇用関係助成金

障害者雇用に関しては
まずは最寄りの働き・暮らし応援センターまたは ハローワークにご相談ください。

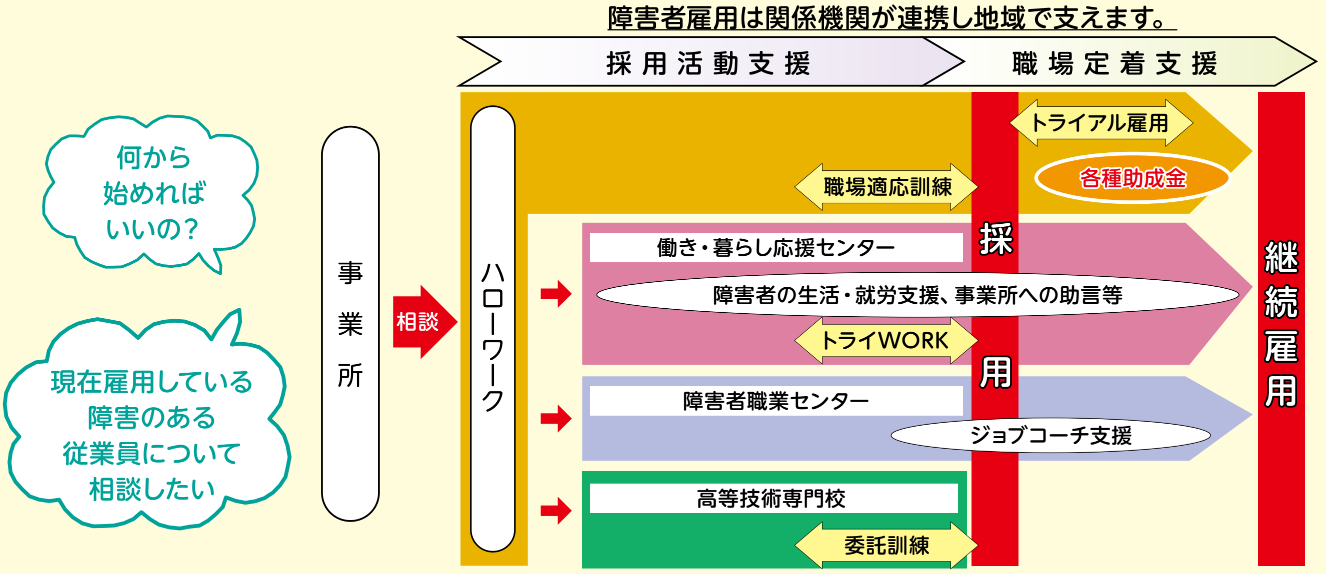

各支援機関の主な役割

求人や助成金についてのご相談は・・・

滋賀労働局

職業安定部職業対策課	大津市打出浜 14-15	☎ 077-526-8251	助成金申請の受付・相談

ハローワーク

大津公共職業安定所	大津市打出浜 14-15	☎ 077-522-3773　部門コード 31#	・求人、助成金、雇用管理支援 ・職業相談、職業紹介、求人開拓 ・求職者支援訓練 ・雇用保険
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広 4-37	☎ 0740-32-0047	
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町辻村 110	☎ 0749-62-2030	
彦根公共職業安定所	彦根市西今町 58-3	☎ 0749-22-2500　求人関係：部門コード 31# 各種助成金：部門コード 32#	
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町 11-19	☎ 0748-22-1020　部門コード 31#	
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町 3-1-16	☎ 0748-62-0651	
草津公共職業安定所	草津市野村 5-17-1	☎ 077-562-3720　部門コード 31#	

定着支援や雇用管理についてのご相談は・・・

障害者働き・暮らし応援センター

おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch(はっち)”	大津市京町三丁目 4-12 アーバン 21 ビル 4 階 ☎ 077-522-5142	【就業面での支援】 ・就職に向けた準備 ・就職活動の支援 ・事業所に対する助言 ・職場定着に向けた支援 ・関係機関との連絡調整 【生活面での支援】 ・地域生活、生活設計に関する助言
湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”	草津市大路二丁目 11-15 ☎ 077-567-1120	
甲賀地域働き・暮らし応援センター	甲賀市水口町暁 3-44 ☎ 0748-63-5830	
東近江圏域働き・暮らし応援センター“Tekito-（テキトー）”	近江八幡市上田町 1288-18　2 階 ☎ 0748-36-1299	
働き・暮らしコトー支援センター	彦根市大藪町 2638 番地 ☎ 0749-21-2245	
はたらき・くらし応援センターこほく	長浜市地福寺町 4-36 長浜市民交流センター ☎ 0749-64-1216	
湖西地域働き・暮らし応援センター	高島市今津町住吉二丁目 11 － 2 ☎ 0740-22-3876	

障害福祉サービス事業所や障害者雇用企業との連携についてのご相談は・・・

NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター

NPO 法人　滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路 2-11-15 ☎ 077-566-8266	・就労移行支援事業所等の連携 ・障害者雇用事業所や経済団体との連携

新規雇入れや定着支援および雇用管理、ジョブコーチ支援や助成金についてのご相談は・・・

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀障害者職業センター	草津市野村 2-20-5	☎ 077-564-1641	職業相談・ジョブコーチ支援・事業主支援
滋賀支部高齢・障害者業務課	大津市光が丘町 3-13	☎ 077-537-1214	助成金申請の受付・相談

訓練修了者の採用についてお考えの方は・・・

滋賀県立高等技術専門校

テクノカレッジ米原	米原市岩脇 411-1	☎ 0749-52-5300	職業訓練
テクノカレッジ草津	草津市青地町 1093	☎ 077-564-3296	

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室
☎ 077-528-3758

令和7年（2025年）3月発行